

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年3月9日（平成27年（行情）諮問第95号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（行情）答申第656号）

事件名：特定地番の長屋建築計画の建築基準法違反に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1ないし文書29（以下「本件対象文書」という。）につき、文書1ないし文書28の一部を不開示とし、文書29を保有していないとして不開示とした各決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年2月14日付け国関整総情第4092号-1による一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び同日付け国関整総情第4092号-2による不開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び審尋に対する回答書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 法8条（存否応答拒否）は安易に用いてはならない。存否を明らかにした場合発生する損害が重大な場合に限り適用するべきである。

イ 本件長屋建築計画の建築基準法違反の事実は、雑誌の記事、建築計画概要書（第四面）の記載、建築敷地における公示、特定地方公共団体掲示場における公告などにより、既に開示請求時点で公知となっているものであり、関東地方整備局長が行政文書の存在を答えても本件長屋建築計画の関係者の正当な利益を害することにはならない。

(2) 審尋に対する回答（原処分について）

ア 原処分の通知の記載では、当初処分を取り消したことを明示していない。通知の記載の不備は、行政手続法に違反する。

イ 原処分において不開示としている情報について、不開示が妥当かど

うか、再度、精査していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めて行われたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件請求文書の存否について回答することは、長屋建築計画関係者の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしない不開示決定（以下「当初処分」という。）を行った。
- (3) これに対し、本件審査請求は、国土交通大臣に対して、当初処分の取消しを求めて提起されたものである。
- (4) その後、本件請求文書の存否について回答したとしても、長屋建築計画関係者の正当な利益を害さないことが確認されたことから、当初処分を取り消し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書28の28文書を特定の上で、別紙の3のとおり、法5条1号、2号イ又は6号柱書きに該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（原処分1）を行うとともに、文書29については文書不存在を理由に不開示決定（原処分2）を行った。
- (5) その後、諮問庁は審査請求人に対して、引き続き審査請求を維持するかどうかについて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）30条の規定に基づき審尋を行ったところ、原処分でなお不開示としている情報について、不開示としたことが妥当であるかどうか、再度精査願う旨の回答があった。

2 長屋建築計画の建築基準法違反について

特定地番における長屋（以下「本件物件」という。）の建築計画について、特定指定確認検査機関により行われた建築確認処分（以下、第3において「本件確認処分」という。）に対して審査請求が提起され、特定地方公共団体の建築審査会は、建築基準法（昭和25年法律第201号）19条4項及び43条並びに東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）6条2項に反した処分であるとして、特定年月日D付けで本件確認処分を取り消す旨の裁決をした。

これを受けて特定地方公共団体は、特定年月日E付けで建築主及び施工者に対して、建築基準法9条10項に基づき、本件物件の工事停止を命じ、同条13項に基づきその旨を公示した。また、建築基準法9条10項の命令を行った場合には、同法9条の3第1項により、特定行政庁は、国土交通大臣に通知（以下、第3において「本件通知」という。）しなければならないこととされており、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第4

0号) 12条1号の規定に基づき、本件通知の受理は地方整備局長に委任されている。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件審査請求は、当初処分の取消しを求めて提起されたものであったが、上記2を踏まえると、本件請求文書に関東地方整備局長が受理している事実は公の情報であると認められることから、処分庁は当初処分を取り消し、原処分を行った。

その後、諮問庁が審査請求人に対して審尋を行ったところ、原処分で不開示とした部分について再度精査願うとして、審査請求を維持するとの回答であった。

以上のことから、原処分1における別紙の3に掲げる不開示部分1ないし不開示部分8の不開示情報該当性及び原処分2において文書不存在を理由に不開示としたことの妥当性について、以下検討する。

(1) 不開示部分1について

原処分1では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、建築基準法6条1項の建築確認を行った指定確認検査機関に所属する確認検査員の氏名が記載されていることが認められる。指定確認検査機関の確認検査員の氏名は、建築基準法77条の29の2により当該確認検査員の所属する指定確認検査機関によって閲覧することとされているため、特定指定確認検査機関に所属する確認検査員の氏名は公にされているものの、本件物件の建築確認を行った検査員が具体的に誰であるかについては、法令上も慣行としても公にされていない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イ（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）には該当せず、また、同号ただし書ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）に該当する事情も存しないことから、同号により不開示としたことは妥当であると考えられる。

(2) 不開示部分2について

原処分1では、法5条6号柱書きに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、特定地方公共団体の担当職員のメールアドレスが記載されていることが認められ、特定地方公共団体のHP等で公表されていないことから、当該不開示部分を公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量・無差別に送信され、特定地方公共団体の事務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、法5条6号柱書きにより不開示としたことは妥当であるとする。

(3) 不開示部分3について

原処分1では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、法人又は法人の専務取締役の印影であることが認められる。これらの印影は、報告書等が真正に作成されたものであることを証するものであり、このような認証機能を有するにふさわしい形状を備えていると認められることから、これらを公にした場合、偽造等により悪用される等、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。したがって、法5条2号イにより不開示としたことは妥当であるとする。

(4) 不開示部分4について

原処分1では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、いずれも図面部分であると認められる。

当該図面は、依頼主の様々な要望を満たすため、その知識、技能、経験を駆使して建築士が作成したものであることから、建築士事務所等が依頼主からの依頼により、相当の報酬を得て作成する成果物である。したがって、当該図面を公にした場合、他の建築士事務所が当該情報を模倣して他の建築主等へ納品する等、当該図面を作成した建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イにより不開示としたことは妥当であるとする。

(5) 不開示部分5について

原処分1では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、設計者である建築士の印影であると認められることから、法5条1号に規定する個人に関する情報である。

建築士の氏名は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に規定する建築計画概要書に記載されている事項であり、建築基準法93条の2の規定により、閲覧の対象となる情報であるが、しかしながら、設計者の印影については同概要書に限らず、公にすることを定めた法令等は存在しないため、建築士の氏名を開示したとしても、その印影を公表する慣行等があるとは認められない。したがって、建築士の印影は法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も存しないことから、同号により不開示としたことは妥当であるとする。

(6) 不開示部分6について

原処分1では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、現況実測図を作成した法人に関する情報であると認められる。

本件確認処分が建築基準法等に違反したことは既に明らかとなっていることから、当該法人が違法建築物である本件物件に係る業務に携わったという事実が明らかになり、建築基準法等に違反する行為を行っていないにもかかわらず、当該行為を行った当事者であるかのような印象を与え、風評被害が生じるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、法5条2号イにより不開示としたことは妥当であると考ええる。

(7) 不開示部分7について

原処分1では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、建築基準法9条10項の規定に基づき特定地方公共団体の長が行った工事停止命令書の受領書に記載されている受領者氏名及び印影であり、また、受領者氏名については、自署で記載されていることが認められることから、これらは法5条1号に規定する個人に関する情報である。

また、受領者の自署及び印影は、法令上公表することも慣行として公にすることも予定されていないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も存しないことから、同号により不開示としたことは妥当であると考ええる。

(8) 不開示部分8について

原処分1では、法5条1号に該当するとして不開示としている。

諮問庁において改めて確認したところ、不開示とした部分は、本件物件に係る建物内部の写真であり、本件物件の所有者は特定の個人であることから、法5条1号に規定する個人に関する情報である。

また、建物内部の写真は法令上も慣行上も公にされるものではないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も存しないことから、同号により不開示としたことは妥当であると考ええる。

(9) 原処分2の不開示決定について

原処分2では、別紙の2に掲げる文書29について、不存在を理由に不開示としている。

そこで処分庁に対し、本件確認処分が建築基準法等に違反したことに關して、決裁手続を行ったか確認したところ、決裁手続は行っていないとの回答を得た。

しかしながら、建築基準法9条の3第2項において、本件通知を受けた場合、必要な措置を講じなければならないと定められており、当該措

置を講じるに当たり、決裁手続を行う必要があると考えられることから、処分庁に対し、当該措置を講じたか確認したところ、そもそも本件審査請求時点において、特定行政庁から本件通知を受理しておらず、当該措置は特段講じていないとのことであった。

特定行政庁から本件通知を受理しておらず、建築基準法9条の3第2項に基づく措置を講じていない以上、本件確認処分が建築基準法等に違反したことに關して決裁手続を行っていないとしても、特段不自然・不合理な点は認められない。

念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件請求文書のうち決裁文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当課の執務室や書庫、倉庫等を入念に探索させたが、その存在は確認できなかった。

したがって、文書29について不存在を理由に不開示としたことは妥当であるとする。

4 結論

以上のことから、別紙の3に掲げる部分を不開示とした原処分1及び文書不存在を理由に不開示とした原処分2は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 平成28年9月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月10日 審議
- ⑥ 同年12月5日 審議
- ⑦ 同月19日 審議
- ⑧ 平成29年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書の存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（当初処分）を行った。

これに対し、審査請求人が当初処分の取消しを求める審査請求を行ったところ、処分庁は、当初処分を取り消した上、別紙の2に掲げる文書1ないし文書28の28文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分1）を行うとともに、文書29につき、不存在を理由に不開示決定（原処分2）を行

った。

審査請求人は、諮問庁が行った審尋に対し、引き続き審査請求を維持し、原処分の妥当性について精査を求めるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、文書1ないし文書28の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性及び文書29の保有の有無について検討する。

2 不開示情報該当性について

原処分で不開示とされている部分は、別紙の3のとおり、不開示部分1ないし不開示部分8である。

(1) 不開示部分1（文書1及び文書3）について

本件対象文書を見分すると、本件物件の確認検査を行った確認検査員の氏名が不開示とされていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。指定確認検査機関は、建築基準法77条の29の2により所属する確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類を閲覧させなければならないとされているが、どの物件をどの検査員が検査したかについて公表を義務付ける法令等の規定や慣行は認められないことから、当該氏名については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名は個人識別部分に該当することから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2（文書1）について

本件対象文書を見分すると、特定地方公共団体の担当部局のメールアドレスが不開示とされていることが認められる。

当該メールアドレスは、各部局の職務遂行のために付与されているものと認められ、これを公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3（文書3ないし文書5及び文書20）について

本件対象文書を見分すると、法人又は法人の専務取締役の印影について、不開示とされていることが認められる。

これらの印影は、いずれも、確認審査報告書等が真正に作成されたものであることを証するものであり、このような認証機能を有するにふさ

わしい形状を備えていると認められ、これを公にすることにより、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示部分4（文書8ないし文書12及び文書14ないし文書19）について

ア 本件対象文書を見分すると、本件物件の1階平面図（文書8）、2階ロフト平面図（文書9）、立面図（1）（文書10）、1階ロフト平面図（文書11）、2階平面図（文書12）、1階平面図（特定年月日A受付）（文書14）、1階ロフト平面図（特定年月日A受付）（文書15）、2階平面図（特定年月日A受付）（文書16）、図面A-11（特定年月日B受付）（文書17）、立面図（1）（特定年月日B受付）（文書18）及び敷地現況図（特定年月日C受付）（文書19）について、これらの図面部分が不開示とされていることが認められる。

イ 諮問庁は、これらの図面部分は、依頼主の様々な要望を満たすため、その知識、技能、経験を駆使して建築士が作成したものであることから、建築士事務所等が依頼主からの依頼により、相当の報酬を得て作成する成果物であり、当該図面を公にした場合、他の建築士事務所が当該情報を模倣して他の建築主等へ納品する等、当該図面を作成した建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明する。

ウ 以下、検討する。

(ア) 建築基準法93条の2では、建築計画概要書を始めとする建築基準法施行規則11条の4に規定する諸文書について、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない旨規定している。

(イ) 文書8、文書9、文書11、文書12及び文書14ないし文書17の図面部分については、上記（ア）の閲覧対象とされるなど一般に公にされている事情は認められず、また、これらの図面部分に記載されている内容には、建築計画概要書の添付図面として閲覧されている配置図（文書2、文書7及び文書13）には含まれていない要素を含んでおり、本件物件の施工における各種構造物の配置等に係る建築士の創意工夫を含むものであると認められる。

(ウ) 次に、文書19の敷地現況図の図面部分は、特定の測量事務所において土地家屋調査士が作成したものであり、上記（ア）の閲覧対象とされるなど一般に公にされている事情は認められず、また、土地家屋調査士は、その知識、技能、経験を駆使して図面部分を作成し、相当の報酬を得ているものであるから、情報公開制度によって何人に対してもその内容が公にされれば、当該土地家屋調査士の正

当な利益を害するおそれがあると認められる。

(エ) かしながら、文書10及び文書18の図面部分については、本件物件の外観図にすぎず、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、本件物件は原処分（平成26年2月14日）時点で既に施工完了しているとのことであるから、建築士の創意工夫を含むものとして保護すべき点があるとは認められない。

したがって、これらを公にしても諮問庁が主張するようなおそれが生じるとは認められず、法5条2号イに該当するとは認められない。

(オ) 以上のことから、文書10及び文書18の図面部分については、法5条2号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の図面部分については、同号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5（文書13ないし文書19）について

本件対象文書を見分すると、本件物件の設計者である一級建築士の印影が不開示とされていることが認められる。

当該印影は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該印影については、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しているというべきであり、一級建築士は氏名が明らかにされているからといって、当該印影を開示する慣行があるとは認められないため、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存せず、不開示としたことは妥当である。

(6) 不開示部分6（文書19）について

本件対象文書を見分すると、敷地に関する現況実測図を作成した法人の名称、電話番号及びファックス番号並びに土地家屋調査士の登録番号及び氏名が不開示とされていることが認められる。

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に当該不開示部分を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

建築基準法違反であると判断された本件は、あくまでも建築について違法と判断されたものであるが、通常、建築基準法6条に基づく建築確認においては、敷地及び建物を一体の情報として審査が行われるため、当該不開示部分を公にすると、本件においては、敷地の現況実測図にも違法があり、特定建築物に係る建築基準法違反事件への関与が疑われるなど、風評被害により、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 上記アの諮問庁の説明は否定し難く、当該不開示部分は、法5条2

号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 不開示部分7（文書23及び文書24）について

本件対象文書を見分すると、特定地方公共団体の長からの工事停止命令書を受け取ったことを証する受領書について、受領した者（本件物件の工事監理者及び工事施工者）の自署の氏名及び印影が不開示とされていることが認められる。

ア 当該工事監理者及び工事施工者の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書について検討すると、当該工事監理者及び工事施工者の氏名は、原処分において文書1で既に公にされており、当該者の署名は、当該工事監理者及び工事施工者が特定地方公共団体の長からの工事停止命令書を受け取ったことを示すためにされたものにすぎず、その形状等について認証的機能を有するものとして特に秘匿すべきものとはいえないことから、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められ、開示すべきである。

イ 一方、当該工事監理者及び工事施工者の印影については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該印影については、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しているというべきであり、当該工事監理者及び工事施工者の氏名が既に原処分により明らかにされているからといって、当該印影を開示する慣行があるとは認められないため、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存せず、不開示としたことは妥当である。

(8) 不開示部分8（文書27）について

本件対象文書を見分すると、本件物件が、特定地方公共団体建築審査会において、一の建築物ではなく、二の建築物と判断された際の二の建築物の接合部分の写真が不開示とされていることが認められる。

当審査会事務局職員をして、当該写真について改めて諮問庁に確認させたところ、本件開示請求の時点（平成24年12月7日）では、本件物件は、建築計画を変更し、法適合させた計画として改めて建築確認を取得しており、当該写真の二の建築物の接合部分は改善され、写真撮影当時の状態ではなくなっていたとのことである。

以上のとおり、当該写真は当時のものであって、原処分（平成26年2月14日）時点での実態と異なっているものの、既に原処分では本件物件の地番は開示されており、その所有者である個人の氏名は不動産登記

簿により容易に判明することから、当該写真は地番等と一体して法5条1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示について検討すると、本件では、当該写真の物件所有者の氏名は容易に明らかになることから、これを公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示することはできない。

したがって、当該写真は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 文書29の保有の有無について

(1) 文書29は、「特定地番の長屋建築計画の建築基準法違反に関する決裁文書」である。

違反建築物に対して工事停止命令等を行った特定行政庁は、建築基準法9条の3により、建築物の設計者等の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に通知しなければならないとされており、また、同条2項では、通知を受けた国土交通大臣は、免許又は許可の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとされている。

これらのことを背景に、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(9)）において、国土交通大臣が建築基準法9条の3に基づく通知を受けていれば、同条2項に基づく処分等を行うに当たって何らかの決裁手続を行うことが考えられ、それが文書29に該当するところ、そもそも、本件では、審査請求を受けた時点においても特定行政庁から同法9条の3に基づく通知を受けていなかったことから、文書29は存在しない旨説明する。

(2) 上記諮問庁の説明に特段、不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情は認められないので、関東地方整備局において、文書29を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件審査請求から諮問に至る経緯をみると、当初処分に対して審査請求があったのにこれを放置して約1年1月後に原処分を行い、更に1年1月経過して、ようやく当審査会に諮問がされており、不適切な対応といわざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1ないし文書28の一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とし、文書29を保有していないとして不開示とした各決定については、別表に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであり、文書29を保有していないとして不開示としたことは、関東地方整備局において文書29を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定地番の長屋建築計画の建築基準法違反に関する一切の文書（決裁文書等を含む。）

2 本件対象文書

文書1：特定年月日G付け特定文書番号，特定地方公共団体首長発国土交通省関東地方整備局長あて「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」及び「確認検査に係る情報の共有等について（技術的助言）」に基づく違反事実の確認について（報告）

文書2：建築計画概要書

文書3：確認審査報告書

文書4：工事監理者届

文書5：工事施工者届

文書6：特定地方公共団体建築審査会 審査請求裁決の概要

文書7：配置図

文書8：1階平面図

文書9：2階ロフト平面図

文書10：立面図（1）

文書11：1階ロフト平面図

文書12：2階平面図

文書13：配置図（特定年月日B受付）

文書14：1階平面図（特定年月日A受付）

文書15：1階ロフト平面図（特定年月日A受付）

文書16：2階平面図（特定年月日A受付）

文書17：図面A-11（特定年月日B受付）

文書18：立面図（1）（特定年月日B受付）

文書19：敷地現況図（特定年月日C受付）

文書20：「建築物の対応方針について」の回答書

文書21：工事停止命令書（案）（特定法人A宛て）

文書22：工事停止命令書（案）（特定法人B宛て）

文書23：受領書（特定法人Aが受領）

文書24：受領書（特定法人Bが受領）

文書25：建築基準法9条13項による標識の写真（写）

文書26：参考判例

文書 27 : 二の建築物の接合部分の写真 (写)

文書 28 : 建築計画概要書 (特定年月日 F 受付)

文書 29 : 特定地番の長屋建築計画の建築基準法違反に関する決裁文書

3 原処分 1 で不開示とした部分

	不開示とした部分	原処分における 不開示理由	該当する文書
不開示 部分 1	確認を行った確認検査員の 氏名	法 5 条 1 号	文書 1 及び文書 3
不開示 部分 2	特定地方公共団体連絡先メ ールアドレス	法 5 条 6 号柱書き	文書 1
不開示 部分 3	法人又は法人の専務取締役 の印影	法 5 条 2 号イ	文書 3 ないし文書 5 及び文書 20
不開示 部分 4	図面部分	法 5 条 2 号イ	文書 8 ないし文書 1 2 及び文書 14 ない し文書 19
不開示 部分 5	設計者の印影	法 5 条 1 号	文書 13 ないし文書 19
不開示 部分 6	現況実測図記載の測量会社 , 住所及び連絡先並びに土 地家屋調査士の登録番号及 び氏名	法 5 条 2 号イ	文書 19
不開示 部分 7	受領者の氏名及び印影	法 5 条 1 号	文書 23 及び文書 2 4
不開示 部分 8	写真部分	法 5 条 1 号	文書 27

別表

開示すべき部分	該当する文書
立面図（１）	文書 1 0
立面図（１）（特定年月日 B 受付）	文書 1 8
受領者の氏名	文書 2 3 及び文書 2 4